

日常業務の中で起こる労働災害の損害賠償トラブルに備えていますか？

労災保険
だけでは
足りません



企業経営にはさまざまなリスクが存在していますが「自然災害」や「休業時の利益減少」、
「損害賠償」リスクのほかにも、『業務災害リスク』の発生が、増加傾向にあります。
企業のさまざまな「お悩みの解決」に取り組む USEN が、わかりやすくご説明します。

損害保険	
火災保険	賠償保険
利益保険	ケガ保険

業務災害

仕事中の病気/ケガ

長時間労働/過労死

うつ病/精神疾患

パワハラ/セクハラ

実際に起こった損害賠償事例



工事現場の作業中事故

だれが 木材加工販売の会社でクレーンを運転操作中

どうなった 頭部に落下し、後遺障害 等級1級

判決は 会社と代表取締役の安全配慮義務違反

賠償請求額 約1億6,524万円

注意点 後遺障害の介護費用は死亡時より高額な賠償金に

死傷災害 建設業 15,374人

(引用) 横浜地 小田原支 判平6.9.27 労判681号81頁 ※出典：厚生労働省「平成30年労働災害発生状況」



長時間労働が原因の事故

だれが 金属製品の製造販売会社の従業員

どうなった 勤務中に小脳出血・水頭症を発症し手術

判決は 過重業務が原因で安全配慮義務違反

賠償請求額 約1億9,870万円

注意点 人事異動後の不慣れな業務や連続勤務に配慮が必要

死傷災害 製造業 27,842人

(引用) 大阪地判 平20.4.28 労判970号66頁 ※出典：厚生労働省「平成30年労働災害発生状況」



従業員の過労トラブル

だれが 飲食店に勤務する店長長時間労働で疲労

どうなった 自宅で就寝中に意識不明で寝たきり

判決は 労働時間の管理は会社の安全配慮義務違反

賠償請求額 約1億8,760万円

注意点 後遺障害1級は死亡より高額な賠償に
両親介護の慰謝料も認定

死傷災害 商業 19,744人

(引用) 鹿児島地判 平22.2.16 労判1004号77頁 ※出典：厚生労働省「平成30年労働災害発生状況」



デスクワークで起こる災害

だれが システム会社の従業員過重業務でストレス

どうなった 脳出血で自宅で死亡

判決は 業務を軽減しない会社の安全配慮義務違反

賠償請求額 約3,237万円

注意点 危険作業はない業種でも業務災害リスクはある

死傷災害 その他業種 16,376人

(引用) 東京高判 平11.7.28 判タ1006号96頁 ※出典：厚生労働省「平成30年労働災害発生状況」

データ

業務災害は1日
1,782人が被災

死亡する方は
約9時間に1人発生

(引用) 厚生労働省「平成29年度労災保険事業の保険給付支払状況より政府労災新規受給者数」

データ

勤務問題原因の自殺者
4時間24分に1人

過労死の原因は
心の病からも

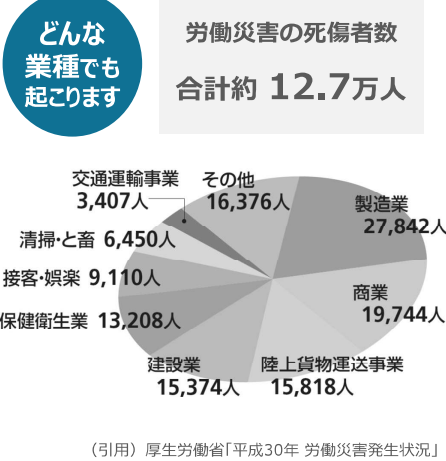
(引用) 厚生労働省/警察庁「平成29年中における自殺の状況」より勤務問題を原因の1つとする自殺者数

データ

ハラスメント 請求件数は5年間で約1.4倍

精神障害の労災認定
年々増加傾向

(引用) 厚生労働省「平成28・29年度過労死等の労災補償状況」より精神障害の労災補償状況



「トラブルが発生」したときに「どのような対応が必要」か 簡単にご説明

裏面

業務災害 や 雇用トラブル が 発生すると 会社/役員/社員 は 4つの責任 を 問われます。

約 2億円の
賠償金 支払
準備出来ますか？



労働トラブルは 高額な賠償金 が 発生します！

【例えば】一家の大黒柱が 死亡し 訴訟 となった場
＜条件＞ 40才 / 男性 / 年収400万円 / 被扶養者 2名の場合）

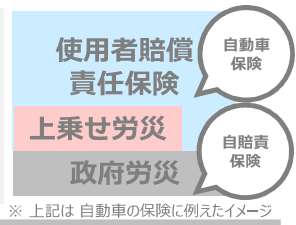
賠償金 約 7,100 万円	政府労災では 慰謝料・逸失利益は補償されません 遺族補償年金 前払一時金：1,000万円 (給付基礎日額1万円 × 1,000日分)
逸失利益 約 4,100 万円 ● 逸失利益とは？ 被災しなければ得られた将来の収入金額	
慰謝料 約 2,800 万円	
諸費用 約 200 万円	

● **会社の自己負担額** 約 6,100 万円

● **政府労災** 1,000 万円

※ 死亡逸失利益 約4,100万円 = 年収400万円 × ライブニッツ係数 14.643 × (1 - 生活費控除率30%)
 ※ ライブニッツ係数 = 就労可能年数 27年とした場合。過失相殺 および 労災等の控除を考慮しない場合

火災保険よりも非常に リスクが大きい、 政府労災の上乗せ補償 を おすすめします。



従業員を守る (災害時の安心感 労働災害 補償) + 経営者を守る (賠償リスクに備える 使用者賠償 補償) = 団体でお得 (業務災害 補償)

- 従業員の 満足度向上・福利厚生 の 充実 と、「保険料 の コスト削減」に ぜひ ご活用ください。
- | | | |
|---|--|---|
| 1 保険料 が お得
● 個別加入より 30%~割引※
※「団体契約」による割引30%
● さらに業種/規模により割引 | 2 全従業員を包括補償
● パート/アルバイトも
派遣労働者/下請負人も 補償 | 3 ケガだけでなく安心
● うつ病による自殺・過労死
などの 新型労災 にも対応 |
| 4 保険金の支払が早い
● 政府労災の認定前にお支払
※ 精神障害、脳・心疾患による補償保険金の支払と、使用者賠償責任保険は、政府労災の認定が必要です。 | 5 契約手続き が 簡単
● 従業員の 増減通知 = 不要
● 健康告知/売上高変動 = 不要 | ■ お見積りは 簡単！ 最大 5億円 補償
● 業種 + 年間売上高
● 役員人数、ご希望の保険金額 |

● 「業務災害補償」とは、ビジネスマスタープラス（事業活動総合保険）の 商工3団体（日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会）を契約者とする団体保険制度です。
 ● このご案内は、概要を説明したものです。補償内容につきましては「パンフレット」「重要事項等説明書」等をご確認ください。詳しい内容につきましては、取扱代理店・損害保険ジャパンまでお問合せください。